

千葉市一般廃棄物に係る不利益処分の基準

(目的)

第1条 この基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物に係る不利益処分の基準を定め、不利益処分の公平性の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、法に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 処理業者 法第7条第1項又は第6項の規定により市長から一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者をいう。
- (2) 施設設置者 法第8条第1項の規定により市長から一般廃棄物処理施設設置の許可を受けた者をいう。
- (3) 不利益処分 次のいずれかをいう。
 - ア 法第7条の4又は法第9条の2の2の規定による許可の取消し
 - イ 法第7条の3の規定による事業の全部又は一部の停止の命令
 - ウ 法第9条の2の規定による処理施設の使用の停止の命令

(不利益処分の基準)

第3条 処理業者及び施設設置者（以下、「処理業者等」という。）の法若しくは法に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）に対する不利益処分の基準は、別表1のとおりとする。

- 2 事業又は処理施設の使用の停止命令を行う場合は、原則として、その事業又は処理施設の使用の全部を停止させるものとする。

(不利益処分の軽減)

第4条 前条の規定により不利益処分を行う場合において、処理業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、別表2に定める基準により処分を軽減することができる。ただし、事業又は処理施設の使用の停止命令を受けてから5年を経過していない場合又は2年以内に行政指導を3回以上受けている場合は、本条の規定は適用しない。

- (1) 違反行為に至る経緯又は動機等に特に情状を酌量する余地が認められるとき。
- (2) 違反行為の後に適切な是正措置を講じ、生活環境の保全に努めたと認められるとき。
- (3) その他処分内容を軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき。

(不利益処分の加重)

第5条 第3条の規定により不利益処分を行う場合において、処理業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、事業又は施設の使用の停止命令期間について、別表1に定める処分内容が、停止60日にあつては停止90日に、停止30日にあつては停止60日に、停止10日にあつては停止30日に加重することができる。

- (1) 違反行為が結果として不法投棄を惹起させるなど、生活環境の保全上支障が生じ、又

は生ずる恐れがあると認められるとき。

(2) 違反行為の是正の指導を受けているにもかかわらず、これに従わず、違反行為を繰り返しているとき。

(3) 事業又は処理施設の使用の停止命令を受けてから5年を経過していないとき。

(4) その他処分内容を加重するに足りる相当の理由があると認められるとき。

2 処理業者等が、別表1に掲げる違反行為(処分内容が停止90日、停止60日及び停止30日に限る。)に該当し、かつ、前項の各号のいずれかに該当する場合のうち情状が特に重い場合は、第3条の規定にかかわらず、事業又は処理施設の設置の許可の取消しを行うことができる。

(複数違反の場合の取扱い)

第6条 処理業者等が別表1に掲げる違反行為の2以上に該当したときは、当該違反行為の処分内容のうち最も重いものを適用する。ただし、処分内容がいずれも停止であって、特に必要と認めるときは、処分内容の加重をすることができる。

(不利益処分の公表)

第7条 不利益処分を行ったときは、当該処分を受けた者の氏名(法人の場合にあっては名称)、処分年月日、当該処分の内容及び当該処分を受ける原因となった事実その他必要な事項について、次に掲げる方法により公表するものとする。ただし、環境局長が当該措置を講ずる必要がないと特に認めた場合又は当該措置を講ずることが不適切と特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 記者発表

(2) 千葉県ホームページへの掲載

(不利益処分の基準の公表)

第8条 この基準は、次に掲げる方法により公表するものとする。

(1) 千葉県ホームページへの掲載

(2) 千葉県環境局資源循環部産業廃棄物指導課における閲覧

附 則

この基準は、平成29年1月1日より施行する。

この基準は、平成30年4月1日より施行する。

この基準は、令和4年11月10日より施行する。